平成２３年（フ）第４９５号
新潟市西区坂井854番地１　プティシャトー102号、住民票上の住所新潟市西区坂井854番地１　プティシャトー102号
債務者　佐々木一彦
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９６号
新潟市西区坂井854番地１　プティシャトー102号、住民票上の住所新潟市西区坂井854番地１　プティシャトー102号
債務者　佐々木邦子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２６号
新潟市南区鷲ノ木新田5660番地６　メゾンエスポワール102号、前住所新潟市西区坂井957番地５
債務者　田中　幸枝
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４６号
岐阜県土岐市泉町定林寺526番地
債務者　奥谷　みき
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１４８号
岐阜県中津川市駒場1586番地の10
債務者　田口いつ子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３１９号
愛知県稲沢市中野元町194番地
債務者　加藤　直樹
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３６１号
愛知県一宮市東五城字大平裏５番地　県営住宅６棟409号
債務者　山内　昌秀
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９５号
三重県松阪市中万町113番地６
債務者　村川　　明
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第６０号
京都府福知山市厚東町50番地　ハイツ厚東102号
債務者　佐藤須美子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
京都府福知山市大江町上野610番地の25
債務者　北田　陽子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第７１０３号
大阪府四條畷市江瀬美町16番11号
債務者　西窪　弘典
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２０４号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―422号
債務者　角田　幸年
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２０６号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―1126号
債務者　村上　清隆
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２１０号
大阪市旭区今市２丁目５番５号　サンハイツ生光苑202号
債務者　大山　弘志
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６６９号
大阪府富田林市東板持町２丁目13番15号
債務者　西川ゆかり（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８９９号
堺市南区竹城台４丁２番14―106号
債務者　秋永　数則
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９６４号
堺市堺区向陵西町４丁１番29―801号
債務者　濱口　貴晶
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係